

国民健康保険法施行令の改正について

平成 23 年 12 月 28 日に国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険料所得割の算定方式は、原則として平成 25 年度から「旧ただし書き方式」に統一されることとなった。

このことから、本市国保料所得割の算定方式を市県民税額方式（税額を用いた算定）から、旧ただし書き方式（所得を用いた算定）に変更するための仙台市国民健康保険条例の改正を、平成 24 年度中におこなう必要がある。

参考

◆ 国民健康保険料の構成について

1 医療分保険料

仙台市の国保加入者の医療費等に充てるために加入者全員が負担

2 後期高齢者支援金等分保険料

全国の後期高齢者医療制度の医療費等に充てるために加入者全員が負担

3 介護分保険料

全国の介護保険給付費等に充てるために加入者の 40 歳～64 歳が負担

◆ 本市国民健康保険料の算定方法について

医療分・後期高齢者支援金等分・介護分保険料ごとに算定します。

1 所得割額……………当該年度の市民税・県民税額に料率を乗じて算定

※ 「旧ただし書き方式」になることで以下のように変更となります。

所得割額…当該年度の **旧ただし書き所得** に料率を乗じて算定

$$\boxed{\text{合計所得金額}} - \boxed{\text{基礎控除 (33 万円)}} = \boxed{\text{旧ただし書き所得}}$$

↑

給与収入のみの場合の合計所得金額は、

$$\boxed{\text{給与収入}} - \boxed{\text{給与所得控除額}} = \boxed{\text{合計所得金額}}$$

2 被保険者均等割額…国保加入者数に料率を乗じて算定

3 世帯別平等割額……1 世帯あたりの定額